

## 家畜人工授精所の廃止・休止・再開に必要な書類一覧

家畜人工授精所の開設者は、家畜改良増殖法第 25 条の 2 第 2 項に基づき、当該家畜人工授精所を廃止し、休止し、又は休止した当該家畜人工授精所を再開しようとするときは、その廃止、休止又は再開の日の 30 日前までに、その旨を都道府県知事に届け出てください。

届け出る方は、以下の書類をご用意の上、管轄の家畜保健衛生所へご提出ください。

- 1 家畜人工授精所廃止・休止・再開届出書（様式第二十二号）